

岐阜県公報

第二千八百二十三号
平成二十九年二月十七日

(金曜日)

目次

告示

救急病院の申出の撤回

(医療整備課) 八〇^{ページ}

道路の区域変更

(道路維持課) 八〇

道路の供用開始

(同) 八〇

建築基準法に基づく道路の位置指定の廃止

(建築指導課) 八一

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 八一

政治団体の異動事項等の公表

(同) 八二

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八三

個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し

(同) 八三

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更

(同) 八四

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八四

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 八四

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 八五

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 八五

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 八五

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 八六

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 八六

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 八六

公共測量の実施

(用地課) 八七

公共測量の終了
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
土地改良区の定款の変更認可

(同) 八八
(技術検査課) 八八
(中濃農林事務所) 八九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) 休日に当たる
ときは翌日

平成二十九年二月十七日

告示

岐阜県告示第六十六号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 森外科医院 大垣市牧野町三丁目五〇番地 平成二九・二・一

岐阜県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 河合線 多治見		土岐市泉町久尻字金屋前五七六番一地区から同市同町同字同七七七番一八地先まで	前	14.0	31.0	
			後	17.0	31.0	

岐阜県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 関ヶ原線		揖斐郡大野町大字下礪字道下三三六番地先から同郡同町大字同字三二二番地先まで	前	24.0	27.8	
			後	24.0	25.6	

岐阜県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は告示のほかに）

岐阜県産業環境保全政治連盟	粥川 長司	伊藤 誠紀	岐阜市数田南1-11-12	平成28年 12月7日
白川町渡辺猛之後援会	横家 敏昭	長谷川 英樹	加茂郡白川町切井1501	平成28年 12月20日
松井敬亭後援会	松井 敬亭	松井 瑠美子	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1720-1	平成28年 12月26日
八百津町渡辺猛之後援会	赤塚 新吾	長谷川 英樹	加茂郡八百津町福地351	平成28年 12月20日

岐阜県選挙管理委員会告示第百三十三号

岐阜県選挙区正法（昭和二十二年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、岐阜
因村の因田町選挙区選挙区が因田町とされたので、同法第七條第一項の規定により、その

選挙区変更後次のとおりとなる。

平成二十九年二月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異年月日
自由民主党清見支部	松葉晴彦	会計責任者	中村直人	滝上耕平	平成28年 6月4日
		代表者	南 裕之	松葉晴彦	
清見町金子かずよし後援会	南 裕之	会計責任者	中村直人	滝上耕平	平成28年 6月4日
		主たる事務所の所在地	高山市清見町池本36	高山市清見町牧ヶ洞3816-3	
経済研究百人会	松波英寿	会計責任者	柴橋敏隆	増田文一	平成28年 12月15日
		代表者	田代正美	牛込 進	平成28年 11月1日
多治見市古田はじめ後援会	田代正美	代表者	田代正美	牛込 進	平成28年 11月1日
		名称	柘植あきお後援会	柘植あきお後援会・明るい郷 土を築く会	
柘植あきお後援会	池戸克行	代表者	池戸克行	神尾寛和	平成28年 12月1日
		会計責任者	林 保夫	鈴木今衛	
野田聖子後援会連合会本郷支部	大野 通	会計責任者	佐藤恒一	桜井みさ子	平成28年 12月1日
		会計責任者	古川明子	真野勝正	平成28年 12月6日
古川たかとし後援会	三島英盛	代表者	岩高 勲	石垣辰巳	平成28年 12月6日

松葉晴彦後援会	岩 高 勲	会計責任者	中 村 直 人	滝 上 耕 平	平成28年 6月4日
		主たる事務所の所在地	高山市清見町夏既43 1		

116160

平成二十九年二月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党の名称とする	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
金津正彦後援会	宮澤豊秀	安藤彰啓	瑞浪市山田町827 19	平成28年12月1日			
暮らしネット	倉地幸子	倉地宗兵衛	揖斐郡池田町六之井1880 20	平成28年12月1日			
黒田ところを育てる市民の会	松原攘子	筒井友之	中津川市茄子川1599 53	平成28年12月17日			
圭友会	小倉直美	守永そのみ	多治見市日ノ出町1 29 5	平成28年11月30日			
竹中芳弘友の会	竹中武志	竹中芳郎	揖斐郡池田町八幡195	平成28年3月31日			
なかつがわ一新の会	菅井陽一	佐伯昭二	中津川市坂下34 63	平成28年12月14日			
林忠義後援会	林雄彦	古田忠利	恵那市笠置町毛呂窪246	平成28年12月7日			
はやしやすこ&太陽の会	飯田尚人	水野利恵	多治見市赤坂町8 176 31	平成28年12月1日			
深谷あきひろを育てる会	深谷博康	深谷千鶴子	中津川市福岡1224 2	平成28年12月10日			
横山てつおを育てる会	武山和行	武山隆夫	山県市大桑1864 1	平成27年5月9日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五法律第四号）第六十一條第三項の規定による個人

真説会、政党真説会及び政党等真説会を開催するに必要とする施設の指定の取消について、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
大垣市	大垣市赤坂コミュニティ・防災センター	大垣市鳳鏡町113番地の2

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

変 更 後	変 更 前
Y & M 藤掛第一病院	藤掛第一病院

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年一月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人FLAT DESIGN
- 三 代表者の氏名 鵜瀬 裕樹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市手力町二番一三 五〇三号（エスポア 岐阜吉番館）
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者、高齢者、そしてその家族やグループに対して、飲食店をはじめとする観光地、宿泊施設等のバリアフリー環境、障がい者スポーツ、障がい者等の国際交流など、より良い生活の為の各分野の様々な情報を収集、提供し、それらに関わる環境づくりの改善や促進に関する事業を行い、より良い福祉環境、また住みやすい街づくりに寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 月 日 定
医療法人社団 恵和会	おがわクリニッ ク	岐阜県海津市南濃町駒野寺 西四六九 一	居宅療養 管理指導	平成 二六・三・一
株式会社ハッ ピーエンドギ フト	デイサービス 温暖南ぎふ フット	岐阜県本巣市小柿八五一番 地一	通所介護	平成 二六・二・一

株式会社せん・さん	さん・さん笠松訪問介護事業所	岐阜県羽島郡笠松町門間字四反田一七五番地一	訪問介護	平成二九・一・一
株式会社ライフタツプ	どんぐりライフ	岐阜県海津市海津町福江八四五一	訪問介護	平成二九・一・一
株式会社センチュリークリエティブ	あみこライフ輪之内	岐阜県安八郡輪之内町南波一五〇番地一	訪問介護	平成二九・一・一
株式会社ベガサセイス	ヘルパースイションベガサス	岐阜県高山市初田町一丁目五八番地一五	訪問介護	平成二九・一・三

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社まほろケアサービス	ケアセンターまほろ たじみ	岐阜県多治見市京町二丁目一八一番地	短期入所生活介護	平成二六・三・二五
株式会社ニッケ・ケアサービス	シヨートステイニッケかかみ野	岐阜県各務原市鷺沼各務原町八丁目七番地	短期入所生活介護	平成二九・一・三
株式会社川商	訪問介護ハイトランド岐阜	岐阜県海津市海津町福江八四五一	訪問介護	平成二六・三・三

海津

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
社会福祉法人成蹊会	かがやき介護支援センター	岐阜県美濃市二二八二番地	居宅介護支援	平成二九・一・一
医療法人社団智徳会	居宅介護支援事業所 寿	岐阜県関市寿町一丁目一三三番地	居宅介護支援	平成二九・一・四

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人成仁会	成仁会居宅介護支援かがやき	岐阜県美濃市二二八二番地	居宅介護支援	平成二六・三・三

しあわせライ フサービス株 式会社	ふくの居宅介 護支援事業所	岐阜県関市中福野町五二	居宅介護 支援	平成 二九・一・三
-------------------------	------------------	-------------	------------	--------------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
医療法人社団 恵和会	おがわクリニッ ク	岐阜県海津市南濃町駒野寺 西四六九 一	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 二六・三・一
株式会社ハッ ピーエンドギ フト	デイサービス 温咲南ぎふ フ	岐阜県本巢市小柿八五一番 地	介護予防 通所介護	平成 二九・一・一
株式会社せとん・ さん	さん・さん笠 松訪問介護事 業所	岐阜県羽島郡笠松町門間字 四反田一七五番地二	介護予防 訪問介護	平成 二九・一・一
株式会社ライ フタツブ	どんぐりライ フ	岐阜県海津市海津町福江八 四五 一	介護予防 訪問介護	平成 二九・一・一
株式会社セン チュリークリ エイティブ	あみーこライ フ輪之内	岐阜県安八郡輪之内町南波 一五〇番地一	介護予防 訪問介護	平成 二九・一・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社まほ るケアサービ ス	ケアセンター まほる たじ み	岐阜県多治見市京町二丁目 一八一番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・三・二五
株式会社ニッ ケ・ケアサー ビス	ショートステ イニツケかか み野	岐阜県各務原市鷺沼各務原 町八丁目七番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二九・一・三
株式会社川商	訪問介護ハ イランド岐阜 海津	岐阜県海津市海津町福江八 四五 一	介護予防 訪問介護	平成 二六・三・三
特定非営利活 動法人さわや か伝言ばん	であいらんど デイセンター	岐阜県各務原市鷺沼西町三 丁目一三五番地	介護予防 通所介護	平成 二六・三・三
特定非営利活 動法人一氣走	デイサービス センター一氣 走	岐阜県土岐市肥田町肥田二 二七番地の二	介護予防 通所介護	平成 二九・一・二六

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知について、通知の相手方の所在が不明なので、同法第百八十

九条の規定によりその要旨等を次のとおり公示する。
なお、平成二十九年二月十七日から十四日間当該通知の内容を、郡上市役所掲示場において掲示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な者の氏名

旭金松、伊東源助、伊東広吉、伊東庄二、伊東鉄男、伊藤憲治、伊藤源助、伊藤富次郎、井口利造、井上君子、井上初雄、井藤三五郎、羽田野奈重子、永井秋太郎、永井仲造、永井浜太郎、永田まさ子、永田願入、永田久吉、永田金治郎、永田幸男、永田浩隆、永田作四郎、永田藤助、永田利子、益田操、遠藤喜之吉、遠藤金松、奥村俊逸、岡田喜久造、加藤邁、加藤泰一郎、加藤泰男、可児はな、可児よし、粥川音松、丸山正一、岩屋聡太、岩屋直一、吉田英吉、吉田清太郎、吉田千代美、吉田由太郎、橋村崇道、橋村正志、熊田武司、郡上造林組合、原峰夫、古瀬豊次郎、古川秀樹、古川秀樹、戸田和昭、口明方生産森林組合、広瀬岩助、広木彦次郎、高垣久次郎、高垣正一、高垣正次、高橋尚己、高橋正次、高坂小平、佐藤嘉一郎、佐藤紀子、佐藤公士、佐藤彦一郎、砂田秋太郎、細川功、笹原久幸、笹原日吉、笹原美保子、三浦昌子、三浦浅吉、山下駒吉、山口一夫、山田てるこ、山田政明、山田文治、山内昭男、山内敏和、山本治夫、篠田義夫、篠田順子、芝野桂、芝野宗二郎、芝野米十郎、芝野弥市、若狭宮五郎、酒井佐七、小河大介、小河博、小黒かな彖、小坂善紀、小森泰市、小瀬勇、小池六之助、小池六之助、小林音松、小林信雄、小林正一、小林富士松、小林茂樹、松井幸明、松井昌和、松久誠吉、松久誠吉、松久誠吉、松久誠吉、松久豊太郎、松山由三郎、松本喜次郎、松本五三、松本幸子、松本勝三、松本智治、松本博武、松本与市、上杉次男、上村俊邦、上村丹右工門、上田啓、森兼五郎、森秀雄、森蔵之助、森遼、瀬川きゆう、瀬川多恵子、清水侃一、清水善四郎、清水増治、清水鶴吉、清水肇吉、清水和平、青地芳男、青木嘉一、青木佐十郎、青木美代次、石井敏文、石神竜一、川島健造、川島孝夫、川島小市、川島辰之助、曾我知枝、足立永松、村瀬安一、村瀬幸男、村瀬八重二、村瀬彦一郎、大田忠義、太田力三、大坪悦夫、大坪幸三郎、大坪勝治、大坪小市、大坪正男、大坪智福、大坪美恵子、大坪美代吉、大暮浜次郎、谷口栄吉、谷口栄太郎、谷口勘一、谷口吾市、谷口純春、谷口智賀造、谷口良

一、谷口良次、谷口良治、池戸トリ、池戸一郎、池戸栄吉、池戸清美、池戸誠治、池戸石松、池戸増右衛門、池戸洋二、池戸和久、中江産業株式会社、中村幸子、中村将晃、中村裕貴子、中島吉太郎、中島小七、猪亦又三郎、長棟義之、長棟吉蔵、長棟定五郎、長尾銀松、長房繁二、佃留次郎、坪井治兵衛、坪井要三、渡辺安次郎、渡辺義貞、渡辺剛、渡辺勝利、渡辺甚左衛門、渡辺浅松、渡辺与三五郎、東山権松、東山甚一、藤村佐造、那比本社、白山神社、白滝京次郎、畑佐喜作、畑佐光明、八幡神社、尾崎町内会、武藤ちよ、武藤義則、武藤菊五郎、武藤久二、武藤康正、武藤秋次郎、武藤政吉、武藤政秋、武藤晴彦、武藤伝太郎、武藤八重子、武藤八重子、武藤彦松、武藤福太郎、本田伊七、本田喜代松、末松実良、名畑一彦、野田保夫、立石清治、和田栄、和田完一、和田喜兵衛、和田好夫、和田幸之助、和田高勇、和田正三、和田浅造、和田茂夫、松葉君造

二 通知の要旨

(一) 農林水産大臣から保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(二) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については平成二十八年岐阜県告示第四百二十一号によること。

三 関係書類の閲覧場所

岐阜県林政部治山課及び郡上市役所

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十九年一月十一日から

同 年三月十三日まで

四 作業地域

美濃市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量座標補正（パラメータ））

三 作業期間

平成二十九年二月六日から

同 年三月十五日まで

四 作業地域

羽島市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により安八町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

安八町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十八年五月十四日から

平成二十九年一月十六日まで

四 作業地域

安八郡安八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

大野町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十八年五月二十日から

平成二十九年一月十六日まで

四 作業地域

揖斐郡大野町

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基

づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定

により公告する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年一月五日	渡邊工務店	渡邊正雄	揖斐郡池田町本郷一五八六番地の二	般二十六六九〇九	土木及びとび・土工事業
平成二十八年十二月二十二日	乙成組	乙成健太	各務原市川島河田町二丁目二五番地	般二十六六〇二七六	左官工業
平成二十八年十二月二十二日	ウエムラホーム株式会社	代表取締役 村上 聖一	本巢市上真桑二〇五九番地の一	般二十六六〇二二四七	建築工業
平成二十八年十二月十九日	共和電機株式会社	代表取締役 松波 吾一	岐阜市北鶉一丁目五五番地	般二十七四一六八	電気工業
平成二十八年十二月十五日	株式会社 武田企画	代表取締役 武田 民夫	安八郡安八町西結二五三六番地の四号	般二十七三三二二	建築工業
平成二十八年十二月七日	株式会社 柘植建設	代表取締役 敏郎 敏郎	恵那市飯地町二八四三番地	般二十六一五三三九	管工事
平成二十八年十一月十五日	久野工務店	久野勇	大垣市林町八丁目一四二〇番地五	般二十四三三二一〇	土木、建築、大工とび・土工及び内装仕上工事
平成二十八年九月二十一日	有限会社 エービーシーホー	代表取締役 平井 国芳	中津川市手賀野六九六番地の三六	般二十三七〇〇三五	建築工業

土地改良法の定款の変更認可
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

平成二十九年一月二十六日	株式会社 ナカヤ住宅産業	代表取締役 長屋 甚重	可児市川合三〇四番地の二	般二十六五〇〇二二三	建築、大工、屋根、タイル・れんが、ブロック及び内装仕上工事
平成二十九年一月二十六日	松木建築	松木和則	飛騨市古川町壱之町一三番一五号	般二十五九五〇〇八四	建築及び大工工業
平成二十九年一月二十六日	株式会社 加藤謙和代	代表取締役 加藤 和代	揖斐郡大野町上秋二六七	般二十六三〇〇〇八九	鋼構造物工業
平成二十九年二月二十三日	有限会社 宮川建設	代表取締役 宮川 正道	瑞穂市馬場五四五番地の二七	般二十七一三六七五	建築工業
平成二十九年一月二十三日	株式会社 マルミ建設	代表取締役 直樹 直樹	本巢市根尾大井六〇二番地の一	般・特二十三二二三〇	土木、建築、とび・土工、管、舗装、造園及び水道施設工事
平成二十九年一月十二日	芝川鉄筋	芝川保	美濃加茂市本郷町二丁目九番一八号	般二十七五〇〇二四三	鉄筋工業
平成二十九年一月十二日	合名会社 丸信材木店	代表社員 鷲見博二	岐阜市真砂町二丁目二番	般二十四二八一六	建築工業
平成二十九年一月六日	有限会社 山洋開発	代表取締役 山腰 寿則	多治見市大針町五番地の三一	般二十六一四八九七	土木、建築、大工とび・土工及び舗装工事
平成二十九年一月六日	イワタ建設株式会社	代表取締役 岩田 克弘	岐阜市金岡町五番地	般二十三四二二〇	電気工業

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
曾 代 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 二 ・ 一

平成二十九年二月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社